四　通信施設の保守の計画に関すること。
五　通信施設の新設及び改修に関すること。
六　前各号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しない事務に関すること。
（機動通信課）
第百五十九条　機動通信課においては、次に掲げる事務をつかさどる。
一　通信施設の運用に関すること。
二　機動警察通信隊に関すること。
三　通信施設の保守に関すること（通信庶務・施設課の所掌に属するものを除く。）。
四　通信用機材の技術的検査に関すること。
（情報技術解析課）
第百六十条　情報技術解析課においては、第百四十九条各号に掲げる事務をつかさどる。
（県情報通信部）
第百六十一条　四国警察支局の通信に関する事務及び犯罪の取締りのための情報技術の解析に関する事務を分掌させるため、四国警察支局の管轄区域内の県に県情報通信部を置く。
2　県情報通信部の位置及び内部組織は、国家公安委員会規則で定める。
（管区警察学校の名称及び位置）
第百六十二条　管区警察学校の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
［略］	
中国四国管区警察学校	広島県広島市
［項を削る。］	
［略］	

第百六十三条～第百六十六条　［条を加える。］
第百六十七条　庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、第六十九条及び第七十条の規定を準用する。
（教務部の所掌事務）
第百六十八条　教務部においては、教育訓練の計画等に関する事務をつかさどり、及び次に掲げる事項に関する教育訓練を行う。
［一～三　略］
四　警備警察、警衛、警護及び警備実施
（指導部の所掌事務）
第百六十九条　［略］
第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部
（東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の位置）
第百七十条　［略］
（東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の分課）
第百七十一条　［略］

［条を加える。］
［条を加える。］
（管区警察学校の名称及び位置）
第百五十条　［同上］

名称	位置
［同上］	
中国管区警察学校	広島県広島市
四国管区警察学校	香川県善通寺市
［同上］	

第百五十一条～第百五十四条　［十二条ずつ繰り下げる。］
第百五十五条　庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、第六十五条及び第六十六条の規定を準用する。
（教務部の所掌事務）
第百五十六条　［同上］
［一～三　同上］
四　警備警察、警衛、警護及び警備実施（雑踏警備を除く。）
（指導部の所掌事務）
第百五十七条　［同上］
第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部
（東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の位置）
第百五十八条　［同上］
（東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の分課）
第百五十九条　［同上］